（不良債権の状況の発行登録追補書類における開示）

第十条　発行登録特定金融会社等のうち会計府令第九条第一項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有価証券報告書又は会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表若しくは会計府令第二十三条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第一種中間連結財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者は、発行登録追補書類に、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

2　第八条第二項の規定は、前項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録追補書類に記載する場合について準用する。

3　第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録追補書類に記載しようとする発行登録特定金融会社等は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一　開示府令第十二号様式　同様式の第一部　証券情報の第４　その他の記載事項

二　［略］

別紙様式第１号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項関係）［略］

別紙様式第２号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項関係）［略］

別紙様式第３号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項関係）［略］

別紙様式第４号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項関係）［略］

別紙様式第５号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項関係）［略］

（不良債権の状況の発行登録追補書類における開示）

第十一条　発行登録特定金融会社等のうち会計府令第九条第一項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有価証券報告書、会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期財務諸表若しくは会計府令第二十四条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期連結財務諸表を記載した四半期報告書又は会計府令第二十二条第二項の規定により不良債権の状況を注記した中間財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者は、発行登録追補書類に、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

2　第九条第二項の規定は、前項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録追補書類に記載する場合について準用する。

3　［同上］

一　開示府令第十二号様式　同様式の第一部　証券情報の第３　その他の記載事項

二　［同上］

別紙様式第１号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項、第８条第１項関係）［同左］

別紙様式第２号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項、第８条第１項関係）［同左］

別紙様式第３号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項、第８条第１項関係）［同左］

別紙様式第４号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項、第８条第１項関係）［同左］

別紙様式第５号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項、第８条第１項関係）［同左］

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第十八条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（対象議決権保有届出書の記載事項等） **第三十七条**　［略］ ２　法第三十二条第一項の総株主等の議決権の数は、対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなった日の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数とする。ただし、当該総株主等の議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の有価証券報告書等（法第二十四条第一項に規	（対象議決権保有届出書の記載事項等） **第三十七条**　［同上］ ２　法第三十二条第一項の総株主等の議決権の数は、対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなった日の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数とする。ただし、当該総株主等の議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の有価証券報告書等（法第二十四条第一項に規

備考　表中の［　］の記載は注記である。